

大網白里市監査委員告示第1号

平成25年10月31日付けで提出のあった住民監査請求に係る監査結果に対する措置について、大網白里市長から平成26年3月31日付け総第2574号で通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により公表します。

平成26年3月31日

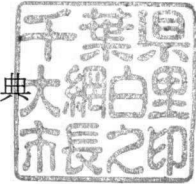
大網白里市監査委員 安藤正義

大網白里市監査委員 加藤岡美佐子

総 第 2574 号  
平成26年3月31日

大網白里市監査委員 様

大網白里市長 金 坂 昌 典



大網白里市職員措置請求の監査結果に係る市長に対する勧告  
に基づく措置について（通知）

平成25年12月18日付け監第270号による監査委員の勧告について、別紙  
のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242  
条第9項の規定により通知します。

総 第 2549 号  
平成26年 1月17日

金 坂 昌 典  
古 山 正 洋  
小 高 實  
} 様

大 網 白 里 市 長



住民監査請求に係る勧告に対する措置について

平成25年12月18日付け監第270号で監査委員から勧告のあった件について、連帯して下記の措置を講ずるよう求めます。

記

1 措置内容

伐採処分したマキ及びソテツと比して市場価値、生育状態等の総合的な観点から同等程度と認められるマキ及びソテツを中央公民館敷地内に植樹すること。

2 期 限

平成26年3月31日とする。ただし、やむを得ない事由により期限内に措置を講ずることができない場合は、この限りでない。